

地方競馬全国協会 会報

第 223 号 平成 13 年 11 月

目 次

- 1 . 地方競馬全国協会業務方法書の一部変更
- 2 . 競馬関係事項
 - (1) 馬主および馬の登録数調べ
 - (2) 第 7 4 期騎手候補生の修了
 - (3) 第 7 8 期騎手候補生の入所
- 3 . できごと

1. 地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書(昭和37年8月31日農林大臣認可)の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この業務方法書の施行の際現に変更前の地方競馬全国協会業務方法書(以下「変更前の業務方法書」という。)の規定により馬登録を受けている馬は、変更後の地方競馬全国協会業務方法書(以下「変更後の業務方法書」という。)の規定により馬登録を受けた馬とみなす。

3 この業務方法書の施行の際現に変更前の業務方法書第13条の規定に基づきされている馬登録の申請は、変更後の業務方法書第13条の規定に基づく馬登録の申請とみなす。

4 この業務方法書の施行前に変更前の業務方法書の規定により馬登録を受け当該登録を抹消された馬は、変更後の業務方法書の規定により馬登録を受け当該登録を抹消された馬とみなす。

(注) 新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

(別紙)

新 旧 対 照 表

(原文縦書)

新	旧
(登録の拒否) 第14条 協会は、登録を受けようとする馬が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。 1・2 (略) 3 競馬会の馬の登録(以下「中央登録」という。)を受けている馬であるとき。 4 (略)	(登録の拒否) 第14条 協会は、登録を受けようとする馬が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。 1・2 (略) 3 競馬会の馬名登録を受けている馬であるとき。 4 (略)

新	旧
<p>第14条の2 協会は、登録を受けようとする馬の馬名が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平地競走の馬にあつては、協会又は競馬会で既に登録を受けている平地競走等(平地競走及び障害競走をいう。以下同じ。)の馬の馬名、<u>登録を抹消された日の属する年の翌年の1月1日から4年を経過しない他の平地競走等の馬の馬名及び馬名を変更した日の属する年の翌年の1月1日から1年を経過しない他の平地競走等の馬の変更前の馬名と同じ馬名又はこれらと紛らわしい馬名であるとき。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 <u>1字の馬名又は10字以上の馬名であるとき。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>2 (略) (登録事項の変更)</p> <p>第16条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項ただし書の規定により馬名を変更しようとする者は、協会が別に定める様式の馬名変更申請書に印鑑証明書、馬登録証、血統証明書、<u>その他協会が特に必要と認める書類及び変更手数料3千円を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第17条 登録を受けている馬につき、馬主の変更(共有馬にあつては、共有馬主若しくは共有代表馬主又は持分の変更。以下同</p>	<p>第14条の2 協会は、登録を受けようとする馬の馬名が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平地競走の馬にあつては、協会又は競馬会で既に登録を受けている平地競走等(平地競走及び障害競走をいう。以下同じ。)の馬の馬名、<u>若しくは登録を抹消されてから5年を経過しない他の平地競走等の馬の馬名(馬名を変更した他の馬の変更前の馬名を含む。)</u>と同じ馬名又はこれらと紛らわしい馬名であるとき。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 10字以上の馬名であるとき。</p> <p>8 (略)</p> <p>2 (略) (登録事項の変更)</p> <p>第16条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項ただし書の規定により馬名を変更しようとする者は、協会が別に定める様式の馬名変更申請書に印鑑証明書、馬登録証、血統証明書及び変更手数料3千円を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第17条 登録を受けている馬につき、馬主の変更(共有馬にあつては、共有馬主若しくは共有代表馬主又は持分の変更。以下同</p>

新	旧
<p>じ。)があつたとき又は第12条第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その馬を所有する馬主は、協会が別に定める様式の馬登録事項変更届書に、その事実を証明する書類、印鑑証明書(馬主の変更があつたときに限るものとし、共有馬にあつては、<u>共有代表馬主及び当該変更に係る共有馬主のものに限るものとする。</u>)及び馬登録証又は血統証明書を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第18条 協会は、登録を受けている馬が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>中央登録</u>を受けたとき。</p> <p>第8章 指定交流競走等に関する特例 (馬主登録に関する特例)</p> <p>第71条 競馬会の馬主登録を受けている者が、競馬技術の向上及び競馬の健全な発展を図ることを目的として、都道府県又は指定市町村があらかじめ指定する地方競馬と中央競馬の交流による競走(以下「指定交流競走」という。)に<u>中央登録</u>を受けている馬(以下「<u>中央登録馬</u>」という。)を出走させるため協会の馬主登録を受けようとする場合は、第4条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した馬主登録を証明する書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>じ。)があつたとき又は第12条第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その馬を所有する馬主は、協会が別に定める様式の馬登録事項変更届書に、その事実を証明する書類、印鑑証明書(馬主の変更があつたときに限るものとし、共有馬にあつては、<u>共有馬主全員のものとする。</u>)及び馬登録証又は血統証明書を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第18条 協会は、登録を受けている馬が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>競馬会の馬名登録</u>を受けたとき。</p> <p>第8章 指定交流競走等に関する特例 (馬主登録に関する特例)</p> <p>第71条 競馬会の馬主登録を受けている者が、競馬技術の向上及び競馬の健全な発展を図ることを目的として、都道府県又は指定市町村があらかじめ指定する地方競馬と中央競馬の交流による競走(以下「指定交流競走」という。)に<u>競馬会の馬名登録</u>を受けている馬(以下「<u>中央競馬登録馬</u>」という。)を出走させるため協会の馬主登録を受けようとする場合は、第4条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した馬主登録を証明する書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

新	旧
<p>(馬登録に関する特例)</p> <p>第72条 指定交流競走に中央登録馬を出走させようとする馬主が、当該馬について協会の馬登録を受けようとする場合は、第13条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に競馬会が発行した中央登録を証明する書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 協会の馬登録を受けている馬が、競馬会があらかじめ指定する中央競馬の競走のために中央登録を受けたときは、第18条第4号の規定に該当しないものとする。</p> <p>(調教師又は騎手の免許に関する特例)</p> <p>第73条 指定交流競走に出走させようとする中央登録馬を調教しようとする競馬会の免許を受けている調教師又は指定交流競走に出走させる馬に騎乗しようとする競馬会の免許を受けている騎手が省令第13条第4項の規定による協会の調教師又は騎手の免許を受けようとする場合は、第23条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した調教師免許証又は騎手免許証及び協会が必要と認める事項を記載した書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(馬登録に関する特例)</p> <p>第72条 指定交流競走に中央競馬登録馬を出走させようとする馬主が、当該馬について協会の馬登録を受けようとする場合は、第13条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に競馬会が発行した馬名登録を証明する書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 協会の馬登録を受けている馬が、競馬会があらかじめ指定する中央競馬の競走のために競馬会の馬名登録を受けたときは、第18条第4号の規定に該当しないものとする。</p> <p>(調教師又は騎手の免許に関する特例)</p> <p>第73条 指定交流競走に出走させようとする中央競馬登録馬を調教しようとする競馬会の免許を受けている調教師又は指定交流競走に出走させる馬に騎乗しようとする競馬会の免許を受けている騎手が省令第13条第4項の規定による協会の調教師又は騎手の免許を受けようとする場合は、第23条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した調教師免許証又は騎手免許証及び協会が必要と認める事項を記載した書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります

2 . 競馬関係事項

(1) 馬主および馬の登録数調べ

平成13年10月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	125	235	6	12			1
馬	358	2933	0		361	6	9

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	141	37	178	0	178
3 歳	133	0	133	0	133
4 歳	25	0	25	0	25
5 歳	8	0	8	0	8
6 歳以上	14	0	14	0	14
計	321	37	358	0	358

ただし、登録事項の変更及び抹消については10月中に事務処理済みの件数である。

(2) 第 7 4 期 騎 手 候 補 生 の 修 了

協会は、第 74 期 騎 手 候 補 生 の 修 了 式 を 9 月 27 日 地 方 競 馬 教 養 セ ン タ ー に お い て 行 っ た。

修了した者は 13 名で次のとおりである。

また、同時に 騎 手 免 許 試 験 に 合 格 し た 修 了 者 13 名 全 員 に 騎 手 免 許 証 を 交 付 し た。

都 道 県	氏 名	都 道 県	氏 名
北海道	小 平 健 二	岐阜県	大 原 浩 司
千葉県	本 多 正 賢	愛知県	大 畑 雅 章
東京都	真 島 大 輔	"	大 満 田 真 吾
神奈川県	拝 原 靖 之	佐賀県	岩 橋 勇 二
"	世 安 智 也	熊本県	河 野 直 人
石川県	鬼 束 亮	"	中 留 伸 治
"	畑 中 信 司		

(3) 第 7 8 期 騎 手 候 補 生 の 入 所

協会は、第 78 期 騎 手 候 補 生 の 入 所 式 を 10 月 4 日 地 方 競 馬 教 養 セ ン タ ー に お い て 行 っ た。

入所試験に合格し、入所を許可された者は 11 名で次のとおりである。

都道県	氏 名	性 別	年 齢	所属予定調教師
北海道	伊 藤 千 尋	男	16	伊 藤 靖 則
岩手県	菊 地 康 朗	"	16	小野寺 三 男
群馬県	半 澤 慶 実	"	16	佐 藤 正 海
千葉県	實 川 純 一	"	16	出 川 龍 一
"	高 橋 利 幸	"	16	川 島 正 行
"	田 邊 優 人	"	20	白 川 章 司
東京都	高 野 誠 毅	"	17	高 岩 隆 郎
兵庫県	伊 藤 晋 一	"	18	上 田 二 勝
"	大 山 真 吾	"	17	藪 田 勝 也
"	平 原 透 雄	"	18	謝 良 文
高知県	佐賀野 昭 人	"	16	竹 内 昭 利

3 . できごと

平成13年10月

10月3日	第3回馬主登録審査委員会
10月4日	第78期騎手課程入所式(地方競馬教養センター)
10月8日	パリ国際競馬会議
10月5日	第2回地方競馬のあり方に係る検討会
10月11日	平成14年度畜産振興事業補助方針案説明会
10月25日	第15回WSJS代表騎手選定委員会
10月26日	平成13年度第1回評議員会(貿易センタービル)